

## 仙台地方裁判所委員会（第23回）議事概要

### 1 開催日時

平成25年5月15日（水）午後1時30分～午後3時30分

### 2 開催場所

仙台地方裁判所第5会議室

### 3 出席者

（委員） 氏家 悟，大淵憲一，加藤慶太，官澤里美，北園 宏，  
熊谷睦子，今野 薫，齊木教朗，斎藤紀昭，高橋弘子，  
田村幸一，沼倉良郎，福富哲也，山根 薫  
（50音順，敬称略）

（説明者） 大内刑事首席書記官，中井刑事次席書記官，加川主任書記官

（庶務） 木村総務課長，小坂総務課課長補佐，佐藤総務課広報係長

### 4 議事等（委員長，委員，説明者）

(1) 新任委員の紹介(加藤委員，沼倉委員，山根委員)

(2) 議題「刑事裁判における被害者保護の諸制度について」

ア 被害者保護制度概要説明

イ 証人尋問の際の負担軽減措置(遮へいの措置，ビデオリンク方式による証人尋問)の実演体験

ウ 意見交換

証人尋問の際の負担軽減措置は，証人が被害者の場合にだけ利用されるのか。

被害者だけには限定されていない。相当と認められる場合は，被害者以外の証人にも利用される。

遮へいの措置やビデオリンクを利用する証人についても，公判廷では必ず名前を名乗らなければならないのか。

公判廷では，例えば，本人確認の際は「出頭カードに記載されたとおりですね。」という言い回しをすることで，住所や氏名を明らかにしないようにするなどの配慮をしている。

遮へいにしてもビデオリンクにしても，証人としては精神的な負担が大きいと思う。法廷に立つことで事件のことを思い出し，後で心に苦しみを覚えることもあるかと思うが，証人として出頭した方，特に被害者が証人となる場合について，カウンセラーをつける等の支援措

置があればよいと思う。

ビデオリンクにすれば安心して証言できるかという点、そういうものでもない。特に性犯罪の場合には、事実を思い出すだけでパニック発作を起こす方もまれではないと思われる。性犯罪の被害者が証人となる場合、被害者支援センターで紹介されたカウンセラーに付添人になってもらったり、医師を紹介してもらい治療を並行して行うなどしており、検察官としては、そういうケースは増えてきているという実感を持っている。

裁判所では、裁判員であった方に対しては、メンタルヘルスサポート窓口でカウンセラーが相談に応じる等の制度を準備しているが、証人の方に対する同様の制度は特にない。

傍聴席から見た場合、遮へいの措置は、物々しいというか、異様な感じに見えた。同じ目的であれば、ビデオリンクのほうが法廷らしいという感想を持った。

遮へいの措置について、手作業で衝立を設置していたが、昔風な感じがした。法廷の設備としてボタン一つで衝立が設置されるような方法がないのかと思った。

法廷で証人に立つというのは、かなりの精神的なプレッシャーがかかるというのは理解できるところであるが、証人が重要な事実について嘘をついていると考えられる場合、それを尋問で崩そうとするに当たっては、証人の証言中の挙動全体も注視し、動揺を示すような不審な動きがないかも見たいと考えている。ビデオリンク方式では、証人の手足の動きなど画面に映らない部分の確認がしづらい面があることから、弁護人としては実施不相当との意見を言わなければならないこともある。

報道機関の取材の中でも、顔を出さないで証言をするということが多くなっている。そうでないと、話してもらえない。取材する側の自主規制のようなものが働いてしまって、そういうケースが増えてきており、非常に良くないことだと思っている。

遮へいなどの負担軽減措置について、性犯罪の被害者について利用されることが多いということであれば、理解はできるし、そういう事件については十分に配慮すべきであると思うが、制度の利用が広がっていくということは決して良いことではないのではないかという懸念もある。

遮へいの措置などの利用範囲が広がることは好ましくないという御意見もあろうかと思うが、かつてはこのような制度はなかった。被害者保護ということが、時代の要請で強く求められるようになってきた

ことに伴い、これらの制度が充実してきた。一方で、裁判はあくまで、直接主義、口頭主義という前提があるので、本来は法廷で顔を見ながら行わなければならない。被告人の防御権の観点からいっても、証人の顔を見ながら尋問を行いたいという場面もあるので、その辺りの兼ね合いになるかと思われる。

性犯罪の場合には、ビデオリンクや遮へいの措置等は必要になるかと思うが、これは他の裁判と同じ仕組みの中でやろうとするから、これらの制度が必要になるのではないかと思う。被害者の人権を守らなければならない事件については、今の裁判の形にとらわれずに、例えば非公開の手続で行うなど、違った形の裁判というのも有り得ないものかと思った。

遮へい等の措置を行うかどうかについて、証人から積極的に希望が出された場合にだけ行われるのか、それとも裁判所側でこのような制度があることを、その都度説明しているのか。

原則として、証人の遮へい等の措置については、証人を請求する側の申請に基づいて判断することになるので、希望がない場合に裁判所から直接促すことはない。被害者の証人尋問を請求するのは検察官が多いが、検察官の側で証人に説明していると思われる。

証人尋問の様子を録画した画像の保存方法としてパソコンを利用した場合、画像の動画サイトへの流出防止等の情報管理をしっかりと行う必要がある。

記録化した映像はDVD等の媒体にコピーし、事件記録に添付する扱いにしている。パソコン等に残ったデータは、DVD等にコピー後、すぐに消去している。事件記録は、確定後、検察庁に引き継ぐので、後は、検察庁で保存され、管理されている。

ビデオリンク等の被害者保護の制度があるということを世間の方に知っていただいて、泣き寝入りするということが減っていくようになれば良いと思う。委員会でこういうテーマを設けたのは大変有意義だったと思う。

証人が、被告人をおとしいれようと、うそをついたり、勘違いをしている場合もありうることから、弁護士としては、証人として出廷した被害者に対して、厳しい尋問を行う場合もあるが、ビデオリンク方式の利用に当たっては、この点を注意する必要がある。また、被害者の意見陳述においても弁護人の立場からは、重要なところで事実関係を争っている事案の場合、被害者から一方的に決めつけられて言われると、裁判所にマイナスイメージを持たれて、特に裁判員裁判ではや

りづらいという意見も聞かれるところである。

今回委員の皆さんからいただいた御意見を参考にさせていただき、被害者保護制度のより充実した運用に努めていきたい。

なお、予定されていた第2のテーマ「保護命令手続について」は、時間の関係で、次回の委員会に改めて取り上げさせていただく。

## 5 次回期日等

- (1) 次回期日 平成25年11月8日(金)午後1時30分
- (2) テーマ 保護命令手続について(予定)